

栃木市学校給食配送業務委託契約書（案）

1 業務委託の名称 _____

2 業務委託箇所 _____

3 契約保証金

上記業務の委託について、栃木市（以下「発注者」という。）と _____（以下「受託者」という。）との間において、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者は、業務を受託者に委託し、受託者は、これを受託するものとする。

（実施方法）

第2条 受託者は、仕様書及び発注者の指示に従い、かつ、学校給食の目的に資するために、最も適切な方法により業務を実施しなければならない。

（履行期間）

第3条 本契約の契約期間、は契約締結日の日から令和14年3月31日までとし、契約締結日から令和9年3月31日までを準備期間、令和9年4月1日から令和14年3月31日までを運営期間とする。

（実績報告等）

第4条 受託者は、毎月の実績を受託業務完了届により翌月5日までに発注者に提出しなければならない。

(委託料)

第5条 業務の委託料は、金_____円とする。

(うち消費税額_____円)

年 度 別 支 払 内 訳

年 度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
業務委託料	円	円	円	円	円
うち消費税及び 地方消費税の額	円	円	円	円	円

- 2 業務委託料の支払月は、毎年度7月・10月・翌年1月・4月とし、支払月の前3か月分を支払うものとする。
- 3 受託者は、第1項の年度別支払内訳の業務委託料を発注者の指定する方法により、発注者に請求するものとする。
- 4 発注者は、前項に定めるところにより、適法な請求を受けたときから、30日以内に業務委託料を受託者に支払うものとする。

(経理状況報告)

第6条 受託者は、収支に関する帳票その他業務にかかる諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、発注者が必要と認めるときはその状況を報告しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 受託者は、第三者に対し業務の全部若しくは一部を委託し、又は請負わせてはならないとともに、この契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡し、又は継承させてはならない。

(損害賠償責任)

第8条 受託者は、次の各号いずれかに該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 受託者が業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 次条の定めるところにより、この契約が解除された場合において、受託者が発注者に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第9条 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも契約を解除することができる。

- (1) この契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約の解除を申し出たとき。

(履行保証人)

第10条 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、履行保証人に対し、業務を履行すべきことを請求することができる。

- (1) その責に帰すべき理由により期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、そのことにより契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 履行保証人は、前項の請求があったときは、第7条の規定にかかわらず、この契約に基づく受託者の権利及び義務を継承する。

(協議事項)

第11条 この契約に定めのない事項については、発注者、受託者協議のうえ処理するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を3通作成し、発注者、受託者、
履行保証人三者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発 注 者 栃木市万町9番25号
 栃木市
 市 長 琴 寄 昌 男

受 託 者

履行保証人